

2020（令和2）年4月3日

ショウワ電技研株式会社 御中

適格消費者団体
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5
TEL048-844-8972/FAX048-829-7444
理事長 池本 誠司

申入書

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービスおよび契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当表示使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

ショウワ電技研株式会社（以下、便宜上「貴社」といいます。）が現在使用されている「ショウワパーク利用規約・注意事項」（以下、「貴社規約」といいます。）における条項につき、下記のとおり申入れをいたします。

つきましては、本申入書に対する回答を2020年4月21日までに書面にて当会まで送付いただけますようお願いいたします。

なお、本申入書および貴社からの回答の有無・内容等は当会において公表させていただきますことを念のため申し添えます。

記

第1 申入れの趣旨

貴社規約の条項のうち、以下の条項について、使用停止、または適切な条項に修正することを求めます。

1. 貴社規約に関する損賠賠償責任の免責に関する条項のうち貴社規約【利用者の遵守・確認事項】の（2）の条項

「入出庫の際は、プレートが下降している事を必ず確認して下さい。もし、プレートが下降しない場合は、無理に出庫せず緊急連絡先までご連絡下さい。万一車両が破損しても、一切責任を負いません」

2. 貴社規約に関する損賠賠償責任の免責に関する条項のうち貴社規約【管理者の免責】「管理者は以下の事項について一切責任を負いません」とする条項のうち、（5）の下記事項

「駐車場利用規約、利用方法に違反した利用による損害（プレート接触による車両破損）」

第2 申入れの理由

1. 申入れの趣旨1について

【利用者の遵守・確認事項】の(2)の条項に関する当会からのお問い合わせに対して、貴社からは「利用者に利用規約違反がある場合は管理者の免責事項に該当する」とのご回答をいただいた一方で、「管理者の瑕疵に起因する損害については、貴社に賠償責任がある」とのことでした。

しかしながら、当該条項は「プレートが下降しない場合は万一車両が破損しても、一切責任を負いません」と規定していることから、管理者の瑕疵により契約上の債務を本旨履行しない場合も貴社が一切責任を負わないと解することができます。

そうすると、当該条項は事業者の債務不履行及び事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任を全部免除する条項に該当し、消費者契約法第8条1項1号及び同3号により無効になると解されます。

したがって、当該条項の使用停止、または適切な条項に修正することを求めます。

2. 申入れの趣旨2について

【管理者の免責】の(5)の管理者は以下の事項について一切責任を負いませんとする条項に関する当会からのお問い合わせに対して、貴社からは「弊社が管理する駐車場管理機器その他駐車場内設備が原因で、ご利用様が損害を被った場合、弊社に損害賠償責任があると考えます」とのことでした。

しかしながら、当該条項は「管理者は以下の事項について一切責任を負いません」とする事項において「駐車場利用規約、利用方法に違反した利用による損害(プレート接触による車両破損)」と規定していることから、利用規約等の違反があれば、貴社が管理する上記駐車場内設備が原因で発生した利用者の損害についても貴社は一切責任を負わないと解することができます。

そうすると、当該条項は事業者の債務不履行及び事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任を全部免除する条項に該当し、消費者契約法第8条1項1号及び3号により無効になると解されます。

したがって、当該条項の使用停止、または適切な条項に修正することを求めます。

3. 修正された場合について

以上の点につき、貴社規約を修正していただく場合は、お手数ですが、修正された貴社規約を当会までお送りいただければと幸甚です。

以上

《本件に関する問い合わせ先》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

事務局 吉川、清水

TEL : 048-844-8972 / FAX : 048-829-7444